事例❷ 歯科　テンポラリークラウンについて

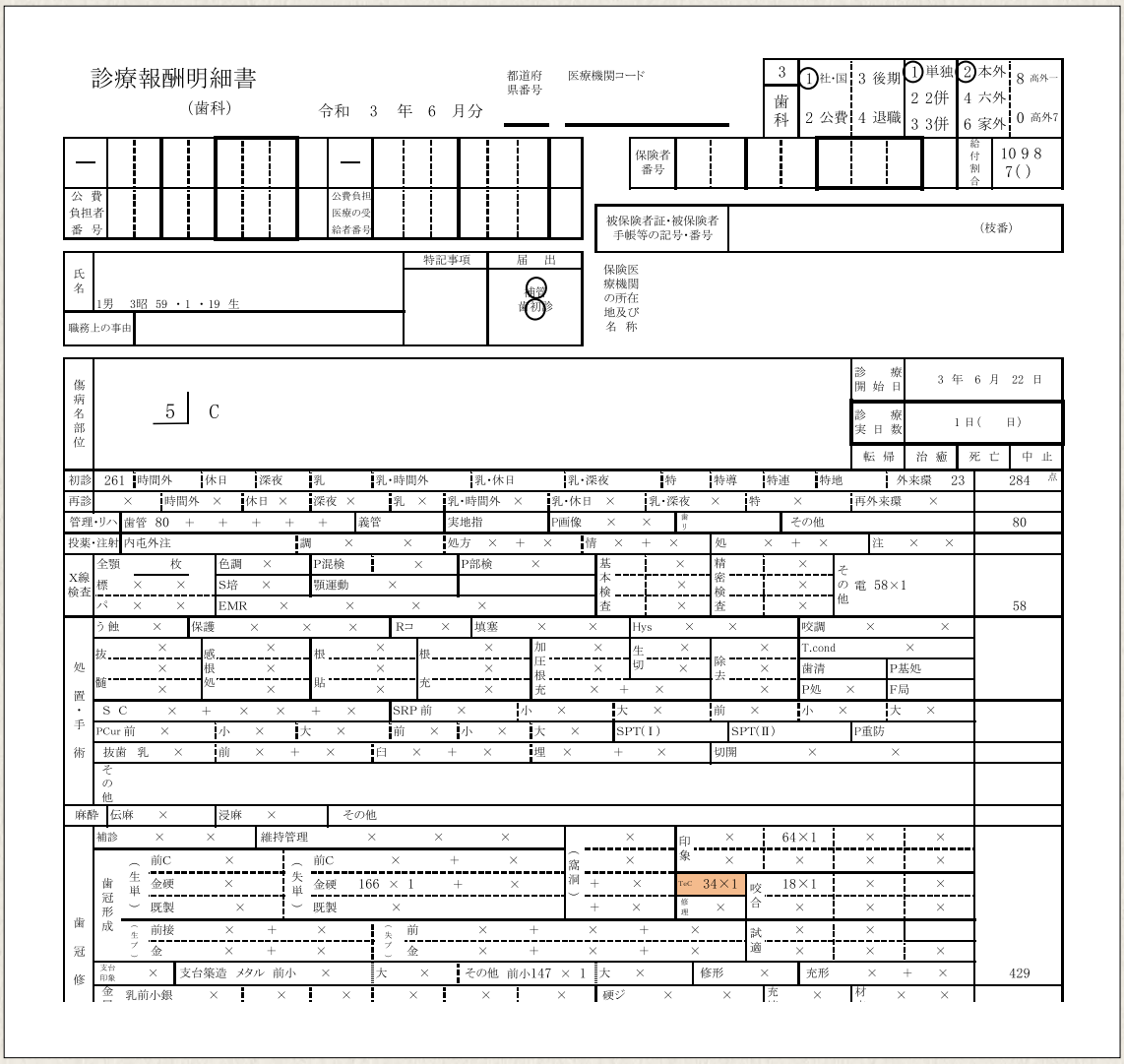

診療報酬明細書
（歯科）　令和 3 年 6 月分

都道府県番号　医療機関コード

3 歯科　①社・国　3 後期　①単独　②本外　8 高外一
2 公費　4 退職　2 2併　4 六外　0 高外7　3 3併　6 家外

保険者番号　給付割合 10 9 8 7( )

公費負担者番号　公費負担医療の受給者番号

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号　（枝番）

氏名　1男 3昭 59・1・19 生
職務上の事由
特記事項　届出 新 継 初 再

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名部位　5 C
診療開始日　3 年 6 月 22 日
診療実日数　1 日（　日）
転帰　治癒　死亡　中止

初診	261	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特連	特地	外来環 23	284 点			
再診	×	時間外 ×	休日 ×	深夜 ×	乳 ×	乳・時間外 ×	乳・休日 ×	乳・深夜 ×	特 ×	再外来環 ×							
管理・リハ	歯管 80	＋ ＋ ＋ ＋ ＋	義管	実地指	P画像 × ×	薬り	その他	80									
投薬・注射	内屯外注	調 × ×	処方 × ＋ ×	膏 × ＋ ×	処 × ＋ ×	注 × ×											
X線検査	全顎 枚	色調 ×	P混検 ×	P部検 ×	基本検査 ×	精密検査 ×	その他 電 58×1	58									
	標 × ×	S培 ×	顎運動 ×														
	パ × ×	EMR × × × ×															
処置・手術	う蝕 ×	保護 × × ×	Rコ ×	填塞 × ×	Hys × ×	咬調 × ×											
	抜髄 × ×	感根処 × ×	根貼 × ×	根充 × ×	加圧根充 × × ＋ ×	生切除去 × × × ×	T.cond × 歯清 P基処 P処 × F局 ×										
	S C × ＋ × × ＋ ×	SRP前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×										
	PCur前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	SPT(Ⅰ)	SPT(Ⅱ)	P重防								
	抜歯 乳 ×	前 × ＋ ×	臼 × ＋ ×	埋 × ＋ ×	切開 × ×												
	その他																
麻酔	伝麻 ×	浸麻 ×	その他														
歯冠修	補診 × ×	維持管理 × × ×	窩洞 ×	印象 ×	64×1 ×	×											
	歯冠形成（生単） 前C × 金鋳 × 既製 ×	歯冠形成（失単） 前C × ＋ × 金鋳 166 × 1 ＋ × 既製 ×	＋ × ＋ ×	× ×	tc 34×1	咬合 18×1 × ×	装理 ×	× ×	×								
	歯冠形成（生ブ） 前接 × ＋ × 金 × ＋ ×	歯冠形成（失ブ） 前 × ＋ × ＋ × 金 × ＋ × ＋ ×	試適 × × ×														
	支台築造 メタル 前小 ×	大 ×	その他 前小147 × 1	大 ×	修形 ×	充形 × ＋ ×	429										
	金 乳前小銀 ×	× × ×	× ×	硬ジ × ×	充 ×	材 × ×											

本事例については、傷病名部位に前歯がなくテンポラリークラウンが算定されています。

令和２年３月５日付け厚生労働省告示第57号に、「テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、１歯につき１回に限り算定する。」と示されていますので、ご留意ください。

【告示　令和２年３月５日付け厚生労働省告示第57号】

別表第二
　歯科診療報酬点数表
　　第２章　特掲診療料
　　第12部　歯冠修復及び欠損補綴
　　第１節　歯冠修復及び欠損補綴料
　　M003-2　テンポラリークラウン（１歯につき）34点
　　注１　テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、１歯につき１回に限り算定する。
　　注２　（略）